

平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う手数料免除の期間延長について

平成 30 年 12 月 25 日
(株)広島建築住宅センター

この度の平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。(株)広島建築住宅センターでは、平成 30 年 7 月豪雨の被災者を支援するため、再建住宅に係る建築確認申請手数料等を全額免除する期間を延長いたします。

●対象者

平成 30 年 7 月豪雨により住宅が半壊以上の被害を受けられ、自らが使用するための住宅（再建住宅）を新築される建築主様

●対象建築物

階数が 2 以下、かつ延べ床面積が 200 m²以下の一戸建て住宅（構造計算書の添付を要しないもの）

●対象手数料

確認申請手数料（計画変更を含む）、中間検査申請手数料、完了検査申請手数料

●免除措置の適用期間

申請の種類	適用期間
確認申請	(旧) 罹災後 6 か月以内に申請されたもの (新) 平成 31 年 3 月末までに申請されたもの
計画変更確認申請 中間検査申請 完了検査申請	(旧) 罹災後 1 年以内に申請されたもの (新) 2019 年 9 月末までに申請されたもの (弊社で確認済証の交付を受けた物件に限ります。)

●手続き

確認申請書等に罹災証明書（写し）を添付してください。